宛先において、持参方式による場合は申請者の本店所在地の区分に応じ、別記２⑵から⑸までに掲げる提出場所において申請を受け付ける。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は受付を行わない。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される建設工事又は物品購入等についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書、建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出している者であるときは、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した本部等（本社、各本部及び各支社をいう。以下同じ。）の別記２に掲げる提出場所においても申請を受け付ける。

３　申請の方法

⑴　パスワード等の入手方法

①　２⑴に掲げるインターネットによる申請者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、令和２年11月２日から令和２年12月28日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和２年11月２日から令和３年１月15日までに得るものとする。

②　郵送又は持参による申請者は、令和２年11月２日から次のホームページアドレスにアクセスして、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等業務）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品購入等）」（以下「申請書」という。）を取得するものとする。

https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

⑵　申請書の提出方法　郵送又は持参による申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数については、申請しようとする地区の数にかかわらず、各１部とする。また、郵送による場合は、受理票に返信先（本店住所及び商号又は名称）を記入し、返信用切手を貼った上で提出すること。

（建設工事及び建設コンサルタント等業務）

インターネットによる申請者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３⑴①により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

（物品購入等）

郵送又は持参により提出すること。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表

②　申請者が経常建設共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し及び当機構が指定する共同企業体等調書

③　業態調書

④　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤　申請者が、その設立から令和２年10月１日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、平成30年10月１日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑥　申請者が、その設立から令和２年10月１日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑦　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

⑧　申請者が、⑦に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき、及び⑦に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑨　申請者が経常建設共同企業体であるときは、その構成員に係る⑦に掲げる書類を当該経常建設共同企業体に係る書類とともに提出すること。総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

⑩　行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

⒜　申請者がその他工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、①、③及び④に掲げる書類、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書並びに規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる当機構が指定する経営事項入力資料、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写しを提出すること。

⒝　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者に係る④及び⑦に掲げる書類、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類を当該事業協同組合に係る①、③、⑧に掲げる書類、役員名簿並びに組合員名簿、官公需適格組合証明書及び当機構が指定する共同企業体等調書とともに提出すること。

⒞　別記２⑵から⑸に掲げる区分による同一地区において、同一工事種別での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めない。

（建設コンサルタント等業務）

①　営業所一覧表

②　技術者経歴書

③　申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し

④　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し

⑤　申請者が法人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書